

## 平成27年涌谷町議会定例会10月会議（第1日）

平成27年10月23日（金曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 議発第8号 監査請求に関する決議
1. 休 会

午前11時開会

出席議員（10名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	11番	長崎達雄君
14番	大泉治君	15番	遠藤積雄君

---

欠席議員（4名）

3番	後藤洋一君	4番	久勉君
10番	木村正義君	12番	加藤紀君

---

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開会の宣告

(午前11時)

○議長（遠藤稔雄君） それでは10月会議を開会いたします。

ここで開会前にお知らせしておきます。加藤紀議員、木村正義議員、久勉議員、後藤洋一議員から欠席の届け出が出ております。

○議長（遠藤稔雄君） 本日10月23日は休会の日でございますが、議事の都合により平成27年涌谷町議会定例会を再開し、10月会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により、議長において9番鈴木英雅君、11番長崎達雄君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

10月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、10月会議の日程は本日1日と決しました。

-----◇-----

◎議発第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤積雄君） 日程第3、議発第8号 監査請求に関する決議を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第8号

平成27年10月23日

涌谷町議会 議長 遠藤 積 雄 殿

提出者	涌谷町議会議員	鈴木 英 雅
賛成者	同	門 田 善 則
賛成者	同	大 平 義 孝
賛成者	同	久 勉
賛成者	同	大 泉 治

監査請求に関する決議案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

別紙の工事2件でいずれも契約、施工後にアスベストが検出されているため。

別紙

監査請求に関する決議（案）

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

平成25年度（災）涌谷公民館解体工事及び平成27年度旧篁岳中学校改修工事の事務が適正に執行されたかどうか。

2 監査結果の報告期限

平成27年12月4日まで

3 理由

上記の工事2件でいずれも契約、施工後にアスベストが検出されているため。

以上です。

○議長（遠藤積雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。鈴木議員。

○11番（鈴木英雅君） ただ今、上程されました議発第8号 監査請求に関する決議について、提案の趣旨説明を申し上げます。

10月21日の全員協議会で執行部から説明がありましたが、先の平成25年度（災）涌谷公民館解体工事、そ

してまた、今回平成27年度旧箕岳中学校改修工事においても契約施工後にアスベストが検出されました。全員協議会でこれは事前に予見できなかったのかということで、特別委員会を設置してはとの意見が出されましたことから、同日議会運営委員会でその対応を協議いたしました。その結果、特別委員会を設置して調査するとしても時間的余裕がないことなどから、地方自治法第98条第2項に基づき、議会として監査委員に対し監査請求いたすものでございます。

次のページの別紙をお開き願います。監査報告の結果につきましては、平成27年12月4日までとなっております。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） なお、先ほど8番議員から申し出がございました議会として監査委員にする監査というのは、地方自治法第98条第2項の規定で議会には監査委員に対して地方公共団体の事務に対して監査を求めて、監査に関する結果の報告を請求することができるかとございます。これを根拠にしておりますのでご理解のほどよろしくお願います。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「賛成です」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。それでは8番お願います。

○8番（門田善則君） 今回の事案については過去に例を見ない大変な問題であろうと。我々議会としては町民から付託されている議会議員としての立場としては、この問題を大きく取り上げて今後2度とあってはならないといった形の中でこの監査請求をすることは誠に理にかなったものであると考えます。そういったことから今回のことについては賛成といたしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第8号 監査請求に関する決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第8号 監査請求に関する決議は原案のとおり可決されました。



#### ◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会10月会議に付された事件はすべて議了いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本会議は、この後、明日10月24日から12月28日までの66日間を休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、明日10月24日から12月28日までの66日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

誠に急な参集にもかかわらずご出席賜りまして誠にありがとうございます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時9分